

# 令和8年度（令和7年分）申告相談会

令和7年所得税申告および令和8年度住民税申告相談会は、次のとおり行います。

- 申告会場** 金ケ崎町役場 1階 エントランス（西根南町 22 番地 1）  
※令和5年度まで実施していた、生きがい交流センターから場所を変更しておりますので、お間違いないようご注意ください。
- 期間** 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)  
なお、**金曜日及び土日祝日は実施しません。**詳細は後日お知らせします。

## ◇スマホ申告をおすすめします！！

平日や開催時間にお越しになれない人、医療費控除や寄付金控除の追加など軽微な申告のみの方は、待ち時間がなく自宅でいつでも申告ができるスマホ申告をおすすめします。

スマホ申告はスマホとマイナンバーカード※があれば行うことができますので、詳細は右記のWEBページをご確認ください。

国税庁  
ホームページ▶



※スマホ申告を利用する場合には、①署名用電子証明書暗証番号（英数字6～16文字）及び②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）が必要となりますので「個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票（右記参照）」をご準備ください。暗証番号を忘れたという場合は住民課にて再設定できますので、申告前までにご準備ください。



☎ 税務課（内線 2112・2113）

# 償却資産の申告を忘れずに！

償却資産は、地方税法第383条の規定により、事業を行っている個人・法人が毎年1月1日現在において町内に所在する所有資産を申告することとされています。例年申告をしている事業者には申告案内を送付していますのでご確認ください。

- 対象者** 製造業、建設業、飲食業、開業医、農業などを営み、事業用償却資産を所有している個人・法人
    - ▶申告案内が届かない人でも、該当すると思われる場合は問い合わせください。
    - ▶太陽光発電（10キロワット以上）により事業を行っている場合も申告の対象となります。
  - 申告期限** 令和8年2月2日(月) ※地方税ポータルシステム（eLTAX）による申告も可能
  - その他** 法人税や所得税の申告をしても、償却資産の申告は別途必要です。申告漏れが発見された場合、当年だけでなく過去にさかのぼって課税される場合があります。
- ☎ 税務課（内線 2111）

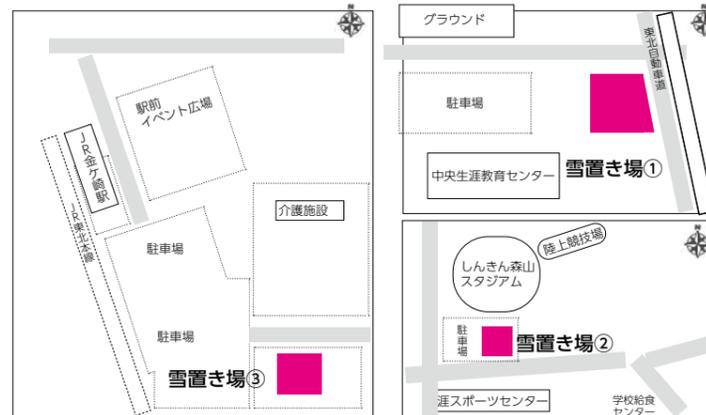
# 町交通安全ポスターコンクールの入賞者を紹介します

- 小学校低学年の部（1～3年生）**
  - ▼最優秀賞 高橋美琴さん（西小3年）
  - ▼優秀賞 菊地健斗さん（西小3年）、藤原蓮夏さん（金ケ崎小2年）
  - ▼佳作 伊藤沙奈さん（金ケ崎小2年）、近藤帆夏さん（第一小2年）
- 小学校高学年の部（4～6年生）**
  - ▼最優秀賞 大畑結愛さん（西小4年）
  - ▼優秀賞 高橋沙季さん（三ケ尻小5年）、高橋里奈さん（西小4年）
  - ▼佳作 松本知久さん（三ケ尻小5年）、高橋奈々加さん（西小4年）
- 中学校の部**
  - ▼最優秀賞 佐藤千優さん（金ケ崎中2年）
  - ▼優秀賞 渡辺栞歩さん（同）、折笠佑彩さん（同）
  - ▼佳作 照井こころさん（同）

入賞者の作品を展示しておりますので、ぜひご覧ください！

- 展示場所** イオンスーパーセンター金ケ崎店
- 展示期間** 12月1日(月)正午～23日(火)午後3時
- ☎ 生活環境課消防交通係（内線 2136）

# 排雪の受け入れ先として雪置き場を設置します



- 町は、排雪の受け入れ先として、「雪置き場」を設置します。利用する場合は、事前予約が必要です。
- 設置場所**
  - 中央生涯教育センター東側駐車場（西根南羽沢地内）
  - 森山スポーツセンター駐車場の一部（西根森山地内）
  - JR金ケ崎駅南側駐車場の一部（西根舞田地内）
- 設置期間** 12月15日(月)～令和8年2月28日(土)
- 受け入れ可能時間** 設置期間

## ■予約方法

搬入日の前日までに電話予約のうえ、氏名・住所・連絡先・搬入場所・搬入日・搬入時間・台数見込みをお伝えください。搬入日が土日祝日になる場合は、直前の平日までに予約を済ませてください。

☎・予約先 都市建設課雪対策室  
(☎ 42-2111 内線 2271)  
受付時間：平日午前9時～午後5時

- ▼搬入する際は、利用者において十分な安全対策を講じてください。
  - ▼雪の中のゴミ、土砂や砂利などを取り除いてから置いてください。
  - ▼油脂類（ガソリン・灯油等）が雪に混入しないように確認の上置いてください。
  - ▼敷地内での事故等について、町は責任を負いません。
- 中の午前9時30分～午後4時の間で受け入れができます。土・日・祝日も受け入れします。ただし、年末年始（12月29日～令和8年1月3日）は除きます。なお、大雪時はこれによらず受け入れする場合があります。
- 受け入れ対象** 町内の道路や一般家庭からの排雪※町外や事業所敷地からの雪は持ち込み不可
  - 注意事項**
    - ▼原則、搬入作業には役場職員が立ち会います。指定された場所に雪を置いてください。